別紙第3号様式(第8条関係)

北見工業大学不動産使用許可書

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

　　北見工業大学長

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった不動産の使用については、下記のとおり許可する。

記

　1　使用施設

　2　使用年月日　　自　　　　　年　　月　　日　　　　時　　分

　　　　　　　　　至　　　　　年　　月　　日　　　　時　　分

　3　使用目的

　4　使用料　　　　　　　　　　円

　　(1)　既納の使用料は、原則として返還しない。

　　(2)　納入期限までに使用料を納入しないときは、その翌日から納入までの日数につき、年　　％の割合で計算した延滞金を支払うものとする。

　5　下記の場合は、使用許可を取消し又は変更できるものとする。

　　(1)　使用料を使用開始日までに納入しない場合。

　　(2)　使用許可条件に違反した場合。

　　(3)　使用に際し、当該不動産の用途又は目的を妨げるおそれがあると認められる場合。

　6　使用条件は別紙のとおりとする。